艦 補 処 公 示 第 １ 号
平成１９年　1月１９日

着艦拘束装置の検査、修理外（物品に対する役務）の契約希望者募集要項

着艦拘束装置の検査、修理外（物品に対する役務）の契約を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長

記

１　調達品目
着艦拘束装置の検査、修理外（物品に対する役務）
内訳は、別紙のとおり。

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に揚げる事項のすべてに該当する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規程に該当しない者であること。

（３）防衛省から取引停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

（４）平成１６・１７・１８年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有し、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者（平成１９・２０・２１年度全省庁統一資格に申請中及び申請しようとする者も含む。）

（５）調達しようとする役務と同等又は類似の役務の実績を有すること（他省庁、地方公共団体の受注実績を含む。）。

（６）必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有すること。

（７）履行後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なこと。

（８）法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けていること。

（９）当該機器製造会社の純正部品の入手が可能なこと。

（10）次のいずれかに該当すること。
ア　当該機器製造会社であること。
イ　当該機器製造会社との技術提携等を有していること。
ウ　当該機器製造会社から技術支援が得られるとともに、整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられること。

3　技術資料等の提出

（1）応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次に揚げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。（写しを１部）

ただし、過去５年以内に、調達しようとする役務と同等又は類似の役務の防衛省（旧防衛庁）との契約実績を有する場合は、提出資料をア、イのみとすることができる。

ア　資格審査結果通知書

イ　調達しようとする役務と同等又は類似の役務の実績の一覧表（様式適宜。ただし、契約件名、契約相手名、契約年月日及び契約番号を必ず記入すること。）及び契約書又は請書

ウ　必要な技術、機械器具、生産設備、検査設備等を有することを証明できる資料

エ　履行後の不具合に関する対応が迅速かつ、継続的に可能なことを証明できる資料

オ　法令の規定により官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可証又は許可を受けていることを証明できる資料

カ　当該機器製造会社の純正部品の入手が可能であることを証明できる資料

キ　次のいずれかの資料

（ア）当該機器製造会社であることを証明できる資料

（イ）当該機器製造会社との技術提携等が証明できる資料

（ウ）当該機器製造会社から技術支援（整備マニュアル、詳細図面及び取扱説明書等の関連図書を必要の都度提供が受けられることを含む。）が得られることを証明できる資料

（2）提出先

海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

〒２３７－００７１

横須賀市田浦港町無番地

０４６－８２２－３５００（内線３０１５）

（3）提出期間

１９．１．２２（月）　～　１９．２．１３（火）

4　技術資料の審査等

（1）技術資料の提出者は、艦船補給処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、説明しなければならない。

（2）技術資料の提出者は、艦船補給処の担当者から検査・修理体制等調査のために工場等（下請負者の工場等を含む）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

5　審査結果の通知

資格審査資料及び技術審査資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

6　疑義の申立

（1）審査結果に疑義のある者は、分任支出負担行為担当官に対して、当該疑義の内容について、

審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：海上自衛隊艦船補給処管理部契約課

イ　時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前８時から午後５時まで、ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）分任支出負担行為担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に説明を求められた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申し立てについては、書面による回答を受領した日から３日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、分任支出負担行為担当官は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

７　応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとする。

（１）提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。

（２）正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

（３）審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

（４）資料の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

（５）提出資料は、原則として返却しないものとする。

（６）提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

別　紙

「着艦拘束装置の検査、修理外（物品に対する役務）」公募件名一覧表

番号	公募件名
1	着艦拘束装置の検査、修理
2	フィンスタビライザ装置（護衛艦）の検査、修理
3	ＵＴＡ型護衛艦（こんごう型）用ボール弁開閉油圧操作器の検査、修理
4	洋上補給装置の検査、修理
5	ＴＭ３Ｂ型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
6	ＴＭ３Ｂ型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
7	ＲＭ１Ｃ型ガスタービンユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
8	ＲＭ１Ｃ型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
9	ＳＭ１Ａ型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
10	ＳＭ１Ａ型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
11	ＳＭ１Ｃ型ガスゼネレータオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
12	ＳＭ１Ｃ型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
13	ＴＦ４０Ｂ型パワープロデューサオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
14	ＴＦ４０Ｂ型ガスタービン運転装置整備
15	ＬＭ２５００型ガスタービンオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
16	ＬＭ２５００型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
17	ＬＭ５００－Ｇ０７型ガスタービンオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
18	ＬＭ５００－Ｇ０７型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
19	Ｍ１Ａ－０２型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
20	Ｍ１Ａ－０５型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
21	Ｍ１Ａ－２５型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
22	５０１－Ｋ３４型ガスタービンユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
23	５０１－Ｋ３４型ガスタービン用補機オーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
24	ＩＭＥ８３１－８００型パワーセクションオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
25	Ｔ６２Ｔ４０型ガスタービン主発電機ユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
26	Ｔ６２Ｔ４３型ガスタービン主発電機ユニットオーバーホール、分解検査、組立復旧及び修理
27	艦橋情報表示装置（情報表示器）分解検査、組立復旧及び修理
28	艦橋情報表示装置（操作表示器）修理
29	データ伝送装置（プリント基板）修理
30	統合音声通信装置（プリント基板）修理

番号	公募件名
31	潜水艦軸封装置用シールリング修理
32	酸素及び油圧用高圧気蓄器修理
33	ＵＴＡ型潜水艦用ボール弁開閉油圧操作器修理
34	深海救難艇用電池収納槽等修理
35	潜水艦用防振管継手金物修理
36	艦内空気成分監視装置用モジュール修理
37	Ｐ－３５０１型高圧空気圧縮機修理
38	深海救難艇用耐水圧油漬ケーブル修理
39	人員移送カプセル用応急電池収納槽等修理

別紙様式

（記　入　例）

年　月　日

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊艦船補給処管理部長　殿

所在地
会社名
代表者名　印

参加表明書

標記について、下記のとおり応募します。

記

	番　号	公募件名
艦補処 公示 第１号 (19.1.19)	1	着艦拘束装置の検査、修理
	3	ＵＴＡ型護衛艦（こんごう型）用ボール弁開閉油圧操作器の検査、修理

添付書類：１　資格審査結果通知書（写し）
　　２　契約実績一覧表
　　３